

鹿児島県立市来農芸高等学校部活動 活動方針

＜基本方針＞

- 部活動及び同好会活動は、学校教育の一環として実施する。
- 余暇を活用し、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- 生涯にわたってスポーツや文化活動を楽しみ、豊かな心や創造性の涵養を実現する資質・能力を育む活動を基盤とする。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び大会参加日等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動方針、活動計画、各部・同好会の活動内容を学校のホームページの掲載等により公表する。
- (3) 部活動の顧問は、可能な限り全職員で協力して行う。
- (4) 管理職は、部活動視察を定期的実施(月に1回程度)し、各部活動・同好会の活動内容の把握に努める。
- (5) 生徒や教員の負担が過度な場合、当該顧問と面談を実施して、適宜、指導・是正を行う。
- (6) 全ての部活動及び同好会活動は、「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」及び「本校危機管理マニュアル」に従って行う。
- (7) 実際の運用にあたっては、本校の部活動内規・規定に沿って運用する。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、生徒の心身の管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)に努める。
- (2) 管理職や部活動顧問は、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)に努める。
- (3) 部活動顧問は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日
 - ① 原則、週当たり2日以上以上の休養日を設け、そのうち1日は週休日(祝日を含む)を休養日とする。ただし、競技種目の特性や大会・シーズン等もあることから、校長が認める場合は週当たりの休養日を1日とし、長期休業やオフシーズンに休養日の変更分を補い、年間の休養日を105日以上とする。
 - ② 長期休業中は、連続した休業日や一定の休養期間を設定する。
- (2) 活動時間
 - ① 原則、平日は2時間程度とする。
 - ② 原則、学校の休業日は3時間程度とする。ただし、競技の特性等を考慮し、校長が認める場合は活動時間を変更できるものとする。
 - ③ できるだけ短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。